

議案第 4 2 号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う米原市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う米原市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 5 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令（平成 19 年総務省令第 94 号）の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除に係る適用期限を延長するため、この案を提出するものである。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う米原市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う米原市固定資産税の特例に関する条例（平成22年米原市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「起算して5年以内」を「令和7年3月31日まで」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う米原市固定資産税の特例に関する条例の規定は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う米原市固定資産税の特例に関する条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(課税免除)</p> <p>第3条 市長は、同意促進区域において、法第4条第6項の規定による基本計画の同意の日（以下「同意日」という。）から令和7年3月31日までに、法第13条第4項または第7項の規定による承認を得た地域経済牽引事業計画（以下「承認地域経済牽引事業計画」という。）に従って地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋もしくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）またはこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋または構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して新たに固定資産税を課することとなる年度以降3か年に限り、固定資産税の課税を免除することができる。</p>	<p>(課税免除)</p> <p>第3条 市長は、同意促進区域において、法第4条第6項の規定による基本計画の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して5年以内に、法第13条第4項または第7項の規定による承認を得た地域経済牽引事業計画（以下「承認地域経済牽引事業計画」という。）に従って地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋もしくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）またはこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋または構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して新たに固定資産税を課することとなる年度以降3か年に限り、固定資産税の課税を免除することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産税の課税免除に係る適用期限の延長に伴う改正</li> </ul>